

訓令

埼玉県訓令第十号

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年八月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表所の文書記号の表中

埼玉県中央家畜保健衛生所	中家保
埼玉県川越家畜保健衛生所	川家保
埼玉県熊谷家畜保健衛生所	熊家保

を

埼玉県熊谷家畜保健衛生所	熊家保
埼玉県川越家畜保健衛生所	川家保

に改める。

附 則

この訓令は、令和八年九月一日から施行する。